

2025（令和7）年度

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

2025（令和7）年度の神戸市放課後児童クラブ（学童保育）を下記の要領で開設します。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、内容にご了解いただいたうえで、利用希望の児童館および学童保育コーナーへお申し込みください。

1. 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後に大人の家族が家にいない小学生のために生活の場を提供しています。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2. 対象となる児童

神戸市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、次の（1）～（3）の要件を満たしていることが必要です。

- （1）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- （2）昼間、保護者（同居する父母や祖父母などを含む児童の面倒を見る人）がいない家庭の児童
- （3）学校や家から施設に1人で来て1人で帰ることができ、排泄や食事が1人でできる児童

- * 小学校区によっては、児童館と学童保育コーナーにおいて、学年や住所により受け入れ児童を分けている場合があります。詳細は各放課後児童クラブにご確認ください。
- * 前年度までに利用しており、その利用料で未納金がある家庭の児童はご利用できません。
- * 夏休みなど長期休暇のみの利用はできません。

入所事由	保護者の状況	入所可能期間
就 労 * 自営を含みます	通勤時間を含め、放課後児童が帰宅する時間帯以降就労している	就労している期間 * 勤務内定の場合、入会后1か月以内に就労証明書の提出がない場合は、原則退所となります。
親族の看護や介護	親族の看護や介護をしており、その期間が1か月以上の継続している	看護や介護を必要としなくなるまで
疾病や障害	病気や障害等により療養中であり、1か月以上の継続した入院や療養を必要とする	療養を必要としなくなるまで
産 休	産休中かつ出産前後の休養が必要であり、小学生の子どもを家庭で保育することが難しい	出産予定月とその前後2か月の計5か月 * 多胎児の場合は、出産予定月とその4か月前から
在 学	大学や大学院等に在学中であり、放課後児童が帰宅する時間帯に家庭におらず、児童を見守ることができない。	就学している期間

3. 開設期間

2025（令和7）年4月1日（火）～2026（令和8）年3月31日（火）

ただし、日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

自然災害や感染症への対応

- ①放課後児童クラブを利用中に気象警報が発表された場合、
 - 学童開所時間前に警報が発表 → 閉所します。
 - 学童開所後、開所時間中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施します。
 - 警報が発表後の利用、および自由来館での利用はできません。
- ②特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉所となる場合もあります。
- ③インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナと表記）などのため学級閉鎖や学年閉鎖となっている場合、対象の学級・学年の児童は自宅待機してください。
- ④インフルエンザや新型コロナが放課後児童クラブ内で多数発症した場合、一定期間放課後児童クラブを閉所する場合があります。閉所中は自宅待機してください。開設していても、児童がインフルエンザや新型コロナにかかった場合は、自宅待機をお願いします。

4. 実施時間

平 日	放課後 ～ 17 時 *延長は 19 時まで
土曜日	8 時 ～ 17 時 *延長は 19 時まで
学校休業日 *土曜日を除きます	8 時 ～ 17 時 *延長は 19 時まで

* 延長利用の場合、延長終了時刻までに、必ず迎えに来てください。

* 学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。

5. 利用料、おやつ代、ICT システム料

放課後児童クラブの利用には次の料金が必要です。いずれも口座から引落とします。

基本利用料と延長利用料は神戸市あて、おやつ代と ICT システム料は各施設あてに納入してください。また、毎月引落日の1日前までに口座の残高を不足がないようにしておいてください。

費 目	納入額	納入先	引落日
基本利用料	月額 4,500 円	神戸市	毎月末日 * 当月分を引落とし ます。
延長利用料 (17 時～18 時)	月額 1,500 円		
延長利用料 (17 時～19 時)	月額 3,000 円		
おやつ代	月額 1,500 円	各放課後児童クラブ	各放課後児童クラブ によって異なります
ICT システム料	各放課後児童クラブ によって異なります		

- * 放課後児童クラブでは毎日おやつを用意します。おやつ代として上記の金額を毎月の指定された日までに各放課後児童クラブに納入してください。なお、おやつ代の一部を「お誕生会」などの経費に充てることもあります。
- * 基本利用料と延長利用料は、日割り計算はしていません。登録期間が 1 日でもあれば、施設を利用しなくてもその月の利用料が発生します。
- * 退会や休会をする場合には、必ず前月末までに退会届または休会届を提出してください。
- * 口座取引が始まるまでは、お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。
- * 口座から引落としができなかった場合は、再度引落としすることができません。お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。
- * 過誤納や減免による還付が発生した場合は、市が発生を認識してから 2 か月以内に返金します。

■ ICT システム（来退所管理システム）

児童の出欠管理や保護者への連絡をより円滑に行うことを目的に、連絡帳に代わり、神戸市立放課後児童クラブでは ICT システムの導入を進めています。ICT システムを導入している放課後児童クラブに入会する場合、システム利用の登録をお願いします。

また、放課後児童クラブが利用するシステムの仕様により、利用料等が発生する場合があります。利用料の詳細は、各放課後児童クラブにお問い合わせください。

6. 減免制度

基本利用料と延長利用料には減免制度があります。減免申請書や利用料減免制度の案内は、各放課後児童クラブに用意してあります。また、神戸市ホームページでも案内しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen.html>

減免区分	金額
生活保護受給世帯	全額免除 * 月額 0 円
市民税非課税世帯かつ母子・父子家庭	全額免除 * 月額 0 円
里親委託の受託世帯	全額免除 * 月額 0 円
所得税非課税世帯 平成 22 年度税制改正前の扶養控除を適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む	半額免除 * 基本利用料 2,250 円 * 延長利用料/18 時まで 750 円 * 延長利用料/19 時まで 1,500 円

- * 減免の要件に該当する場合は、減免申請書と必要書類を神戸市行政事務センター(P.4)あてに郵送してください。おやつ代と ICT システム料は、減免制度の対象ではありません。
- * 減免区分に応じて、申請時に必要書類があります。詳細は制度の案内をご覧ください。
- * 利用料減免の申請は毎年必要です。
- * 年度の途中からの減免適用を希望する場合、申請月の翌月から適用となります。
- * 減免の要件に該当しなくなった場合は、神戸市行政事務センターに届けてください。

7. 入会申込に必要な提出書類

提出書類	提出先
神戸市放課後児童クラブ入会申込書	ご利用予定の放課後児童クラブ
入所要件を確認できる書類 【就労】 就労証明書または事業経営届 【親族の看護・介護】 診断書 【疾病・障害】 診断書の写し・手帳等の写し 【産休】 母子手帳の写し 【在学】 在学証明書・授業カリキュラム	
口座振替依頼書	
減免申請書（必要書類含む）	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階 神戸市行政事務センター（学童保育担当）

* 就労先が変わった場合は、新たな就労証明書を施設あてに必ずご提出ください。

* 各クラブや入会条件により、追加で書類を求められる場合があります。

パソコンやスマートフォンで書類を作成できるフォームがあります。ぜひご利用ください。

<https://kobe-city.gakudo-web-form-r7.supportnavi.jp> (10月21日より利用可能)

作成フォームを使用できない場合には、各放課後児童クラブにご用意してある書類をご利用ください。また、神戸市ホームページからもダウンロードできます。



申込書作成フォーム

8. 申込期間

集中申込期間：11月1日(金)～12月13日(金)

上記以降でもお申込みは可能ですが、施設の受入可能な児童数などから、ご希望の施設をご案内できない場合があります。

9. 同意事項

■ 手続き関連

- (1) 申請は毎年度必要です。現在利用中の方も、改めて継続利用の申込みをしてください。
- (2) 申込みが少ない場合、学童保育施設によっては、開設しないこともあります。
- (3) ご利用中の放課後児童クラブの利用者数が増えた場合、学年や地域で割り振りを行ったうえで、申請した放課後児童クラブとは別の、近隣の放課後児童クラブへの変更をお願いする場合があります。
- (4) 神戸市立の放課後児童クラブを利用する児童は全員、傷害保険への加入が義務付けられています。

ます。加入の際に保険会社に加入者の情報を提供することをご了承ください。なお、保険加入手続以外に保険会社が個人情報を取り扱うことはありません。

■ 事故や病気などの緊急事態

- (1) 放課後児童クラブで事故や発病、トラブルなどの緊急事態が発生した場合、電話で連絡します。その際には適宜ご対応いただき、必要な際はすみやかに迎えに来てください。
- (2) 施設への行き帰りを含む放課後児童クラブで生じた事故については、傷害保険（スポーツ安全保険）を適用します。なお、内容により全額を補填できない場合があります。
- (3) 放課後児童クラブの管理下でない行動中に生じた事故や発病、児童の責めに帰すべき事故については、神戸市および放課後児童クラブは責任を負いません。

■ 制限などを伴う事項

- (1) 離職や転居などにより入会要件を失った場合には、施設あてに必ず届けてください。1か月以上無断欠席が続く場合や、申し込み時の登録情報に虚偽のある場合には、退会となる場合があります。
- (2) 家庭の事情により長期間休む場合には、前月末までに休会届を施設あてに提出してください。ただし、年度内で合計2か月を超える休会はできません。
- (3) 利用料・おやつ代・ICTシステム料の滞納がある場合、翌年度4月1日以降の継続利用・再入会・兄弟姉妹の入会はできません。
- (4) 年度途中でも正当な理由なく利用料・おやつ代・ICTシステム料を滞納した場合、退会となる場合があります。
- (5) 市及び施設が定めたルールに違反したり、集団生活を営むうえで著しく支障のある場合、退会となる場合があります。

保護者のみなさまへのお願い

- ◆ 緊急連絡先など、登録情報に変更があった場合には、必ず届け出てください。
- ◆ お子さまが放課後児童クラブを休む場合には、必ず事前に連絡してください。
- ◆ 保護者の方が就労していない日や時間は、学童保育をお休みいただき、可能な限り家庭内保育をしてください。
- ◆ 放課後児童クラブでは入会にあたって説明会を開催しますので、必ず出席してください。また、随時個別面談や保護者会等を開催しますので、できるだけ出席してください。
- ◆ お子さまに配慮した保育を実施するため、お子さまの特性に関する情報（身体障害者手帳、療育手帳、医師の診断書、専門機関の判定書、特別児童扶養手当証書、ネットワークプラン、サポートブック等）をお持ちの場合は、入会申請書類とあわせてご提出ください。
- ◆ 必要な場合には、小学校等関係機関からお子さまの特性に関する情報を提供いただくことに、ご了承いただきますようお願いいたします。
- ◆ 神戸市の公設学童保育は、指定管理者によって管理運営されています。指定管理者制度の詳細は、神戸市ホームページでご確認ください。



公の施設の
指定管理者制度

2025（令和7）年度

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

集中申込期間：11月1日（金）～12月13日（金）

新規入会については、まずは各放課後児童クラブ施設に
お電話等でお問い合わせください。

近くの施設を探す



各種申請資料等については、神戸市ホームページからも
入手できます。

入会手続・変更手続



わからない点は、神戸市ホームページの「よくある質問
と回答」のページもご覧ください。

よくある質問と回答



お問い合わせ先

- 放課後利用クラブの利用に関することは……

お近くの各放課後児童クラブ



近くの施設を探す

- 申請手続や利用料の減免に関することなどは……

神戸市行政事務センター（学童保育担当）

078-381-5533（平日 8:45 ～ 17:30）FAX：078-381-6675

- 制度のことは……

神戸市お問い合わせセンター

0570-083-330 または 078-333-3330（年中無休 8:00 ～ 21:00）